監督命令

再生手続開始

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第７号

東京都中央区日本橋馬喰町１―６―８

再生債務者　健食株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者の株式の取得に関する定め

⑴　取得する株式の数

全ての発行済株式である普通株式900株

⑵　再生債務者が上記１⑴記載の株式を取得する日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。

２　資本金の額の減少に関する定め

⑴　減少する資本金の額

資本金900万円全額

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め

⑴　募集株式の数

普通株式10株

⑵　募集株式の払込金額

普通株式１株につき金１円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

再生計画認可決定確定の日から１か月

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　金５円

増加する資本準備金の額　金５円

令和７年６月23日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始